

広島県告示第二〇三三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の規定によって、次の者を認定特定非営利活動法人として認定した。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	特定非営利活動法人西中国山地自然史研究会
代表者の氏名	近藤 紘史
主たる事務所の所在地	広島県山県郡北広島町東八幡原一九番地一高原の自然館内
その他の事務所の所在地	なし
定款に記載された目的	この法人は、西中国山地を愛する人たちに対して、西中国山地の自然の研究・啓発・保護に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。
当該認定の有効期間	平成二六年三月二〇日から平成三一年三月一日まで